

社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会 審査基準

審査項目	審査内容
障がい福祉計画等との関係	自治体としての施策や障がい福祉計画等の目標達成に欠かせない整備か 既存施設の運営や新施設の整備に関して、法人と市町村との連携が図られているか 定員に応じた利用者の見込みがあるか
法人の適格性	現在、府等からの文書での指導事項がない、または改善済み（改善中）であるか、 外部監査又は第三者評価を導入している。 理事会の役員構成が適正であるか、など。
専門性と緊急性	待機者等の状況や現利用者及び利用予定者の障がい特性や状態像を踏まえ、必要性や緊急性が高い整備か 老朽化による利用者支援への影響及び耐震性の向上や危険区域からの移転など利用者の安全面で緊急性の高い整備か
事業概要と事業計画	<p>国庫協議通知の優先整備方針等に該当する事業であるか 利用者の障がい特性や状態像に合わせたサービスの提供体制等が考慮された計画であるか 利用者の意向、安全面、交通の利便性など具体的な利用者支援の方法が考慮された計画であるか 地域住民に対して十分説明するとともに日常的に交流が図れるよう工夫しているか</p> <p>【参考】府及び国の審査において優先される整備計画例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所施設からの地域移行者を受け入れるための、グループホームの整備。（より重度の障がい者を受け入れる場合が優先となります） ・地域生活支援拠点等として、緊急時の受け入れ等を行う短期入所等の整備。（市町村の計画等に位置付けられていることが必要となります） ・建築基準法に基づく耐震基準に満たない施設等の耐震化整備や洪水浸水想定区域等の危険区域に所在する施設の移転改築など。
資金計画	資金計画から見て十分支払い能力があるか 財務状況から見て安定した運営が見込めるか

※この基準は現時点のものであり、厚生労働省より示される「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助に係る協議について」等により変更となる可能性があります。